

令和 6 年 5 月 31 日
沖縄県名護市大西二丁目 4 番 40 号
株式会社 Shine Artist Investment
代表取締役 河野 光輝

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和 6 年 7 月 1 日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第 50 条の 2 第 8 項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第 50 条の 2 第 6 項の規定により公告いたします。

以上